

「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業 応募要領

1 応募主体

地方公共団体

2 応募様式の作成

別添の「応募様式」作成は、ファイル内のシート「記載要領」を参考にすること。

3 採択団体の選定

応募団体について、以下のポイントを勘案のうえ書類選考等を行い選定する。採択する団体候補については、平成 25 年 7 月末を目途に決定し、都道府県を通じて応募団体に結果を通知する。

<採択団体を選定する際のポイント>

- (1) シニア人材の活用により地域の活性化が期待されるもので、もって他の市町村がシニア人材を活用する上でモデルになるものであること。
- (2) シニア人材を活用することにより、課題解決が図られることが明確であること。
- (3) 調査研究事業の終了後も継続的な実施がなされること。
- (4) 実行可能性が担保されていること。

<取組例>

- ・旅行会社勤務経験者を受け入れ、地元の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成。
- ・コンサルティング会社勤務経験者を受け入れ、地元の食材を活かした商品開発。
- ・シニア人材の人脈を活かしたシティーセールス、情報発信や販路拡大。

4 その他

- (1) 応募に際し、参考資料として別に事業計画書、年間スケジュール等がある場合は添付すること。
- (2) 提出された応募書類を審査するに当たり、必要に応じて、応募書類の内容について応募市町村からヒアリングを行う場合がある。
- (3) 採択決定（内定）後には、応募書類の内容をベースに、年間スケジュール、活動内容を精査した年間計画書の作成を求めることとなる。
- (4) 派遣元企業と事前の調整を行うこと。